明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

算式

k1 ≦ 7,000 のとき　k1 × 0.02

7,000 ＜ k1 のとき　(k1 − 7,000) × 0.03 + 140

算式の符号

k1　k2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を k3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

k2　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和４年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

k3　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和４年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和５年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

1　符号 k3 に同じ。

［略］

D′　前項の算式の符号Ｂに同じ。

E　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

F　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

(m／n) × 1.00059

m／n に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

m　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

n　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

第十二条の三の二　令和六年度以降の、富士県及び石三県における第十八条第三項第一号の規定の適用については、同号の算式の符号Ｅ及びＦ中「当該年度の５月末現在における」とあるのは「当該年度分の」と読み替えるものとする。

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第１項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

{ (A × 0.00715170) − (A × 0.00345486) } × 0.25 + { (A × 0.00392651) − (A × 0.00189577) } × 0.25

［略］

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十二条　令和六年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

算式

11 ≦ 7,000 のとき　11 × 0.02

7,000 ＜ 11 のとき　(11 − 7,000) × 0.03 + 140

算式の符号

11　12 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を 13 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

12　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

13　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和３年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

m　符号 13 に同じ。

［同左］

D′　前項の算式の符号Ｂ′に同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

(n／o) × 1.00071

n／o に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

n　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

o　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

［新設］

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第１項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

{ (A × 0.00733772) − (A × 0.00366011) } × 0.25 + { (A × 0.00428409) − (A × 0.00209026) } × 0.25

［同左］

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和五年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。